

新成人が

令和4年4月以降
18歳から
成人に！

ねらわれる！！

親の同意がなくても
自分の意思で
契約ができるように！

親の同意のない
契約を取り消せる
「未成年者取消権」が
なくなります！

大人になると
何が変わるの？

保護がなくなったばかりの
新成人をねらい打ちする
悪質な業者がいます！

高校生でも、
ローンを組んだり、
クレジットカードが作れる
ようになります！

相談窓口等は
裏面を
Check!

自身やお子さんが消費者被害にあわないために、伝え、話し合っしてほしいこと

● 若者に多い相談事例



商品を購入した途端
連絡が通じなくなった...

恋愛感情や好意を利用
して契約させる手口

デート商法

借金を抱え、
友達も失って
しまった...



友達などを加入させれば
利益が得られると言って
商品やサービスを契約
させる手口

マルチ商法 ネットワークビジネス



クレジットが
支払えない...
効果が感じられない...

エステや語学教室など
長期で高額なサービス
契約は中途解約で
トラブルになりやすい

継続的な サービス契約

継続購入が
条件だったなんて...



お得な1回だけの購入と
思っていたら、
2回目から高額な商品
が届いて支払えない

通信販売 定期購入

● 気をつけたいポイント

トラブルに遭わないために

- 契約する前によく考えて。契約をせかされたらきっぱり断ろう！
- おいしい話をうのみにしない。「簡単にもうかる」「すぐ元がとれる」「あなただけに」
- あなたの「欲」や「思い」につけ込む人や業者にご用心！
「お金(商品)がほしい」「彼女・彼氏がほしい」「友達の頼みは断れない」「断ったら嫌われる」
- 借金を勧める業者は要注意。クレジット契約・リボ払いも慎重に。
- SNSなどネットを介して知り合った人などを安易に信用しない。

「本当かな?」「どうしよう」「困った」そんな時は、まず相談

消費者ホットライン **188**

相談無料

土日祝OK

お近くの消費生活相談窓口(市町村の相談窓口や県消費生活センター、国民生活センター)につながります



消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン

